

茨木市いきいき交流広場活動報償金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域の老人専用集会所、自治会館、農業会館、集合住宅内集会所、民家等を活用して、高齢者が交流等を行う場所（以下「いきいき交流広場」という。）を提供する活動に取り組む老人クラブその他の地域住民団体に対し、市が報償金を支給することにより、いきいき交流広場の充実を図り、もって在宅高齢者の福祉の向上及び介護予防を推進することを目的とする。

(支給対象団体)

第2 報償金の支給の対象となる団体（第4及び第5第2項において「実施団体」という。）は、地域住民で構成される次に掲げる団体とする。

- (1) 茨木市老人クラブ連合会
- (2) 本市に登録している単位老人クラブ
- (3) 地区福祉委員会
- (4) その他市長が適当と認める団体

(支給対象活動)

第3 報償金の支給の対象となる活動は、高齢者等にいきいき交流広場を提供する活動とする。

(提供箇所)

第4 実施団体が提供できるいきいき交流広場は、原則として1か所とする。ただし、市長が別に定める基準を満たすいきいき交流広場にあつては2か所を上限として提供することができる。

(報償金の額)

第5 報償金の額は、別表に規定する基本経費、管理経費、施設賠償責任保険料、傷害保険料及び事業経費の合計額とする。ただし、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者に対しいきいき交流広場を提供する活動に対する事業経費の額については、同表の規定にかかわらず、同表に規定する事業経費の額に1月当たり10,000円を上限として市長が別に定める額を加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施団体が2か所のいきいき交流広場を提供する場合であつて、それぞれのいきいき交流広場の4月1日から翌年3月31日までの間に開催する予定の回数（以下この項において「年間開催予定回数」という。）が、当該団体が実施する年間開催予定回数の合計の3分の1に満たないときは、当該いきいき交流広場における施設賠償責任保険料及び傷害保険料（第6第2項において「施設賠償責任

保険料等」という。)は支給対象外とする。

3 報償金の対象となるいきいき交流広場の実施回数の上限は、年間で150回とする。

(報償金の支給申請)

第6 報償金の支給を受けようとする団体は、茨木市いきいき交流広場活動報償金支給申請書兼請求書(様式第1号)に活動報告書を添えて、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

2 同一年度において、1団体が行うことができる施設賠償責任保険料等についての支給申請は、いきいき交流広場を提供する施設1か所当たり1回を限度とし、当該申請を行うときは、施設賠償責任保険料等の領収書の写し及び当該いきいき交流広場の面積が確認できるものを添付するものとする。

(報償金の支給決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において報償金の支給を決定し、申請者に対し茨木市いきいき交流広場活動報償金支給決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により報償金の支給を決定したときは、申請者に報償金を支給するものとする。

(報償金の取消し等)

第8 市長は、報償金の支給を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により報償金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市いきいき交流広場活動報償金支給要綱の規定は、

この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年5月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る報償金について適用し、同日前の申請に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る報償金について適用し、同日前の申請に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

支給対象経費	報償金額	上限額
基本経費	1か所につき1時間当たり1,000円 (1日当たり3,000円を上限とする。)	1団体につき1年当たり 750,000円
管理経費	1か所につき1日当たり2,000円	
施設賠償責任 保険料	当該保険料の実支出額	1平方メートル当たり8.00円 に活動月数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

傷害保険料	当該保険料の実支出額		4,100円
事業経費	月間利用者数 100人以下	月間延べ利用人数が 25人増加するごとに 2,500円を加算する。	
	月間利用者数10 1人以上	月間延べ利用人数が 50人増加するごとに 5,000円を加算する。	